

SMBC NEWS



2016年6月20日

国家外貨管理局、外貨外債の任意人民元転方式を全国展開 匯発[2016]16号

国家外貨管理局は2016年6月9日付で、《資本項目人民元転管理政策の改革と規範化に関する通知》（匯発[2016]16号、以下「本通知」）を公布し、2015年12月より上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区で試行されていた^(※)外貨外債の任意人民元転方式の対象地域を全国拡大しました。

外貨外債の任意人民元転とは、外債を調達した企業が任意のタイミングで外貨外債の人民元転を行い、その代り金を人民元転支払待機口座に預け入れ、実際の支払時に銀行が関連エビデンスを審査の上支払手続きを行う方式を指します。

外貨資本金の任意人民元転については2015年6月にすでに全国展開されており、本通知により、外貨資本金と外貨外債共に任意人民元転が全国で可能となり、資本項目外貨収入資金の任意人民元転政策が統一化されました。また、本通知では、資本項目外貨収入資金の人民元転における毎月の手元運転資金による支払累計金額が20万米ドルに引き上げられています。

※ SMBC NEWS【2015】54号、56号ご参照

1. 資本項目外貨収入資金の任意人民元転

外貨資本金や外貨外債といった資本項目外貨収入資金を人民元転して使用するにあたっては、実際の支払ニーズに基づき銀行がエビデンスを確認した後、その都度人民元転を行い、当該代り金を直ちに支払いに用いる「支払人民元転」方式、もしくは企業が任意のタイミングで人民元転を行い、実際の支払時に銀行がエビデンスを審査する「任意人民元転」方式を選択します。

任意人民元転の概要
(1) 任意人民元転の限度額
✓ 100%（ただし、国家外貨管理局が国際収支情勢に基づき適宜調整を行う）
(2) 人民元転代り金の管理
✓ 任意人民元転代り金は国内機構が銀行で開設した人民元転支払待機口座に預け入れ、当該口座を通じて各種支払手続きを行う
(3) 人民元転方式の選択
✓ 引き続き、支払人民元転方式の選択も可能
✓ 任意人民元転方式と支払人民元転方式のいずれの場合も銀行は1件毎に直前1件の人民元転代り金の使用に係る真実性及びコンプライアンス性を審査

SMBC NEWS



2. 人民元転支払待機口座

外貨外債の任意人民元転が全国展開されたことに伴い、外貨資本金口座の任意人民元転において規定されていた人民元転支払待機口座の入金範囲と支払範囲が、外貨外債を含めた資本項目外貨収入資金のものとして改めて規定されました。支払範囲については、現行の関連規定にも外貨資本金と外貨外債の人民元転代り金の用途に関する説明があり注意が必要です。

<人民元転支払待機口座の入金範囲及び出金範囲>

入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 同名義或いは国内持分投資を行う企業の資本金口座・国内資産現金化口座・国内再投資口座・外債専用口座・国外上場専用口座等の資本項目外貨口座から人民元転して振り替える資金 ➢ 同名義或いは国内持分投資を行う企業の人民元転支払待機口座から振り替える資金 ➢ 本口座から法に準拠して振り替えた後に戻し入れられる資金 ➢ 取引の取消により返金される資金 ➢ 規定に合致する人民元収入 ➢ 口座利息収入 ➢ 外管局（銀行）の登記、或いは外管局の審査認可を経たその他の収入
出金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経営範囲内の支出 ➢ 国内持分投資資金・人民元保証金の支払 <ul style="list-style-type: none"> → 従来、一般の外商投資企業による外貨外債人民元転代り金を用いた国内持分投資は不可であり、関連当局への確認が必要と考えられる（外商投資性会社が調達した外債資金は原通貨振替であれば持分投資が可能） ➢ 資金集中管理専用口座・同名義の人民元転支払待機口座への振替 ➢ 外貨転対外支払または直接の外債対外償還・元利返済専用口座への振替 ➢ 外貨転対外支払または直接対外支払による国外持分の買戻し或いは国外上場に用いるその他支出のための外貨転対外支払または直接対外支払 ➢ 外国投資家の減資・資本引き揚げによる資金の外貨転対外支払または直接対外支払 ➢ 国外機構のための国内税金代理控除及び代理納付 ➢ 国内国有株主に代わる国有株持分売却に係る収入の社会保険基金への振替 ➢ 外貨転対外支払或いは直接対外支払による経常項目支出 ➢ 外管局（銀行）の登記或いは外管局の審査認可を経たその他の資本項目支出 <p><禁止使途></p> <ul style="list-style-type: none"> ✕ 企業の経営範囲外或いは国家の法律法規が禁止する支出 ✕ 証券投資・銀行元本保証型商品以外のその他の投資理財商品への使用（別途規定がある場合を除く） ✕ 非関連企業への貸付実行（経営範囲で許可されている場合を除く） <ul style="list-style-type: none"> → 関連企業への貸付実行の可否は関連当局への確認が必要と考えられる ✕ 非自社用不動産の建設・購入への使用（不動産企業を除く）

SMBC NEWS



留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 同一の銀行拠点で開設した同名義の資本金口座・国内資産現金化口座・国内再投資口座・外債専用口座・国外上場専用口座等の資本項目外貨口座は、1つの人民幣転支払待機口座を共用可 ➢ 支払人民幣転による人民幣転代り金は人民幣転支払待機口座を通じて支払を行ってはならない ➢ 口座内の人民幣資金は外貨転して資本金口座に戻してはならない ➢ 人民幣転支払待機口座から払い出した担保或いはその他保証金支払に使用する人民幣資金は、担保履行或いは違約による控除が発生した場合を除き、全てもとのルートで同口座に戻さなければならない
------	---

3. 資本項目外貨収入資金の人民幣転・支払管理

(1) エビデンス確認

国内機構が資本項目外貨収入を使用して人民幣転及び送金を行う場合、銀行所定の書類に加えて、以下資料を提出します。一度にまとめて資本項目外貨収入を人民幣転して支払う、或いは人民幣転支払待機口座の資金全額を支払う場合は、関連エビデンスの提出が必要となります。

	銀行への提供資料
人民幣転後、人民幣転支払待機口座へ振替	≪資本項目口座資金支払指図書≫
人民幣転後、直接対外支払	真実性を証明する資料 + ≪資本項目口座資金支払指図書≫
人民幣転支払待機口座から対外支払	
対外直接外貨支払	

(2) 手元運転資金（中国語：「備用金」）名目の人民幣転

手元運転資金名目で資本項目外貨収入を人民幣転する場合、関連エビデンスの提出は不要です。

単一機構による毎月の手元運転資金（任意人民幣転及び支払人民幣転を含む）の支払累計金額上限が **20 万米ドル相当**まで引き上げられました。（従来、外貨資本金の場合は 10 万米ドル相当まで）

<主な関連規定：本通知の内容と一致しない場合は、本通知を基準とする>

文書名	文書番号
≪国家外貨管理局：〈外債登記管理弁法〉公布の通知≫	匯発[2013]19号
≪国家外貨管理局：国外上場に係る外貨管理関連問題に関する通知≫	匯発[2014]54号
≪国家外貨管理局：外商投資企業の外貨資本金人民幣転管理方式の改革に関する通知≫	匯発[2015]19号
≪国家外貨管理局：〈多国籍企業の外貨資金集中運用に係る管理規定〉印刷・公布に関する通知≫	匯発[2015]36号

SMBC NEWS



以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
杭州支店：杭州市下城区慶春路118号 嘉德広場23楼/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599